

# 議会運営委員会会議録

令和3年5月24日（月）

（開 会） 9：30

（閉 会） 12：10

## 案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

## 【 内 容 】

- 1 会期日程の変更について
- 2 議長の辞職に伴う議事運営について

---

### ○委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

会期日程の変更について事務局に説明させます。

### ○議会事務局次長

「令和3年第3回 飯塚市議会臨時会会期日程（変更案）」をご覧ください。

会議予定でございますが、太枠で囲っております箇所、最終日、5月24日の日程第2に報告事項の説明、質疑を繰り上げ、日程第3、日程第4に、5月20日に延会となった議会運営委員会委員の選任、常任委員会委員の選任を議事日程に記載しております。

以上、ご審議方、よろしくお願いいたします。

### ○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

### ○吉松委員

今説明を聞きましたけれども、先週の19日に代表者会議がありまして、そこで上野議長から議長の職を辞したいという表明があったと報告を受けております。そのことに関して、今、日程の中に入っていなかったということですが、このことについてお尋ねいたします。

### ○議会事務局次長

上野議長の議長辞職願は5月20日になります。5月20日付けで副議長あてに提出されております。地方自治法第108条において、議長は議会の許可を得て辞職することができることと規定され、また飯塚市議会会議規則第140条第2項において、議長の辞表は議会に報告し、討論を用いなくて、会議に諮ってその許否を決定すると規定されておりますことから、本会議において議題とし、議長の辞職許可を図っていただく必要がございます。ただし、今回の議会は臨時会であり、臨時会ではあらかじめ告示された事件以外の事件については、緊急を要すると認められるものに限り、本会議において日程追加を諮って議題とすることとなります。議長の辞職許可については、議会の構成に関わるものであり、これまでも緊急を要するものとして、副議長の発議により日程追加を諮ったうえで議題としてきたところですが、本会議において、日程追加を諮り、可決されて初めて議題となりますので、先ほどお示ししました会期日程の変更案には掲載をしております。

日程の追加、議題とするのはいつかということになりますけれども、辞職許可をどのタイミングで日程追加を諮って議題とするかについては、最終的には議長、もしくは議長職務を代行する副議長の議事整理によります。議会全体に関わる問題についての方向づけについては、基

本的に代表者会議で協議を行うことを申し合わせており、議長辞職の取扱いについては、これまでも代表者会議において協議した後、議会運営委員会において取扱いを決定しているところです。今回、臨時会初日において、会期決定の後、本会議を休憩して開催されました代表者会議におきまして、副議長から議長の辞職願が提出された旨の報告がなされ、その取扱いについて、執行部の提出議案を先に審議するというにはなりましたけれども、辞職許可の日程追加を諮る具体的な時期については協議が整っておりません。代表者会議での協議が整いましたら、議会運営委員会において、その取扱いを審議していただくものと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

上野伸五議長の辞職願ですか、出たのは20日の本会議休憩中に行われた代表者会議において出されたんですか。それ以前に副議長に出されたんですか。代表者会議に上野議長はもう出ていなかったのか。そのところ、事実関係を教えてください。

○議会事務局次長

上野議長の辞職願は20日の本会議で、開会、会期決定の後、暫時休憩をいたしましたけれども、そのあとに提出をされています。それを受けて代表者会議を開いております。

○川上委員

そうすると代表者会議は誰が招集したんですか。上野議長は出てないのですかね。出ているのですかね。出てないとすれば、誰が招集したんですか。

○議会事務局次長

代表者会議には上野議長は出席いたしておりません。議長の職務を代行する副議長において招集をしております。

○川上委員

その際に、私は第1議題でこのことについてですね、辞職願を本会議に諮るかどうか、そして議長選挙をどうするのかというのが話し合われて当然と思うけど、その話し合いは、されたようにもあるし、されてないようにもあるんだけど、どうなったんですか。

○議会事務局次長

先ほども申し上げましたけれども、代表者会議におきまして執行部の提出議案を先に審議するという事で一旦調整がされております。

○川上委員

つまり、先に執行部提出議案を審査しようということになったというのはわかったけど、代表者会議を主催した副議長のほうから、この辞職願を本会議で諮ろうという提起はなかったんですか。

○議会事務局次長

先ほども説明いたしましたけれども、執行部の提出議案を先に審議ということになりまして、辞職許可の日程追加を諮る具体的な時期については協議が整っておりません。

○川上委員

私が聞いたのは、協議が整っていないかどうかと聞いたんじゃなくて、副議長が諮ったのかということ、それを聞いたんですよ。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 9 : 3 7

再 開 9 : 4 9

委員会を再開いたします。

○議会事務局次長

代表者会議において、議長の辞職許可については他の日程が終わった後に諮るということで協議をいたしまして、その中で議案の審議をですね、先にすることについては皆さん御了承いただきましたところでしたので、議会事務局としては本日このような形の会議日程を提案させていただいたところです。

○川上委員

そうすると、長い間協議をしておったけど、副議長のほうから、会議主催者のほうからは、議長の辞職について本会議に諮るという議題の提起はなかったということ、証明する発言があったわけですかね。

○議会事務局次長

先ほど冒頭にも申し上げましたけれども、再度申し上げます。地方自治法第108条において、議長は議会の許可を得て辞職することができる」と規定され、また飯塚市議会会議規則第140条第2項において、議長の辞表は議会に報告し、討論を用いないで会議に諮ってその可否を決定すると規定されております。実際に辞職届が出ておりますので、臨時会の会期の最終日であります本日の本会議が終わるまでには、日程追加を諮った上で議題とし、議長の辞職許可を図っていただく必要があるものと考えております。

○川上委員

議長の辞職案件は通常第1議題ですよ。それをその他の執行部提出議案、きょうの提案では報告の後にというようなね、議題にはもともとになってない。議長が欠けたときに、議長の職務を行うべき副議長が招集した代表者会議で、この議長辞職の件の可否について、本会議に諮ろうという提起をしないというのは、副議長として職務を全うしたとは言いがたい。なおかつ、きょうの段階でも第1議題にしようともしていない。先ほどの事務局の説明では、次長の説明のとおりであれば、いつ議長の辞職の許可をするかしないかについてね、議会に諮るのは、副議長の胸先三寸ということになっているじゃないですか。こういうような議会運営をね、飯塚市議会としては認めることはできないんじゃないですか。最終日に当たって、委員長報告、質疑、討論、報告、議運、各種議会選出委員、議長が欠けている状態の中で、副議長が議長選挙を第1議題にしない中で、こうした重要な案件をやっていいのかと。これは明らかに副議長が議長に代わって職務をすることについてね、成功していないと。副議長の資格にも関わるような状態が、今、我々の目の前にあるんじゃないかと思うんですよ。だからこの会期日程の変更については、一度、事務局が提案したんだから、副議長とよく相談して、議長の辞職について、認めるか認めないかについての案件を第1議題とするべきだという話し合いをしてもらえませんか。お願いします。これは議会の民主的運営に関わる問題を、副議長の胸先三寸でね、こういったことが行われるようなことでは、今後、飯塚市政の監視役としての市議会のありようの根本に関わると思うんですよ。ちょっと検討していただだけませんか、事務局のほうで。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 9 : 5 5

再 開 1 0 : 0 0

委員会を再開いたします。

○議会事務局次長

お待たせして申しわけありませんでした。代表者会議におきましてコロナ禍における職員の負担軽減を図るということで、執行部に関係する議事を先に審議することとしたものでございます。議長辞職の取扱いにつきましては、その後に審議するということで進めさせていただきたいと考えております。

○川上委員

本来、第1議題ですべきものを第1議題にしないというのは、副議長の判断なんでしょう。

それでね、調整がつかないといろいろ言っているけど、なぜ、議長の辞職を本会議に諮ることを第1議題にしないのか。その理由はどうなっているんですか。副議長は何と言っているんですか。

○議会議務局次長

先ほども申し上げましたけれども、代表者会議におきまして、執行部の提出議案を先に審議することは了承をいただいております。

○川上委員

前回、私は表明したけど、20日の議事の順序の入替えについては、そのときには職員に迷惑をかけられないとか、何が迷惑になるんでしょうかね。コロナですか、水害のことは話し合っていないとか言うんだけど、議長の辞職のことについては報告を受けてない、議運には。だから、議運ではこれを第1議題とすべきだという主張があるわけないでしょう。きょう我々は先ほど議長の辞職について正式な報告を聞いた。だから、第1議題とするべきだということを、私は言っているわけですよ。議長辞職問題が20日、午後1時からの議運で議題になるわけがないでしょう。了承を受けていますとか、そんなこと言ってないじゃないですか。議長の辞職のことを、きょう確認したから第1議題とするべきだと、きょう聞いたから、きょう言っているんですよ。きょう確認したから。それを議長辞職のことがまだ明らかになっていないときのことを理由にして、既に了承しているとか、理由は言っているとか、関係ないでしょう。議長辞職の件を第1議題にする提起を副議長がしなかったということは、それはなぜかと聞いているわけですよ。副議長、ここにおられるから発言してください。なぜ議長の辞職についてね、第1議題としないのか、副議長、答弁してください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:05

再 開 10:05

委員会を再開いたします。

○副議長

私の考えといたしましては、このコロナ禍で非常に感染対策も一所懸命、執行部の皆さんもされております。そしてまた執行部の皆さん方の仕事の軽減、そういったこともいろいろと考えまして、議長の辞職の議案ということは、代表者会議でも代表者の方々に説明しましたように、最終日の1番最後に順番の変更をさせていただいて進めたらどうかということは、代表者会議の中で報告をさせていただいております。そして、代表者会議の中でそれに対して特段の反対の意見もなかったものですから、そのように取扱いをさせていただくように進めております。それで、きょうのこの議会運営委員会、これについても常任委員会委員の選任、それと議会運営委員会委員の選任、議会選出各種委員の選出、その諸々のことを先に対処いたしまして、そして議長辞職の議案ということで進めさせていただきたいと思っております。それはなぜかと言うと、まだ十分に調整等が、混乱を招くような形になっても、時間等々がかなりかかってくるのではなからうかということの配慮から、そのようにさせていただきたいということで、代表者会議でもお話をさせていただいております。

○川上委員

あなたね。

○副議長

私のことですか。あなたじゃなくて、名前をきちんと呼んでください。

○川上委員

坂平末雄副議長、副議長ね、私の質問に答えてない、全然。議長が欠けたのだから、副議長が職務執行する、普通の欠け方じゃないんですよ。辞職願を出しているわけですよ。病気で休

んでいるとかいう話じゃないの。こういう場合は、議長選出が第1議題ですよ。なぜしないのかと理由を聞いたら、あなたが今言ったのはね、コロナ禍で職員に迷惑をかける。これは議長選挙をしない理由にはならない。ならないでしょう。それから、代表者会議で了承を得た、特に反対がなかった。これも理由にならないでしょう。議長が辞職願を出したんだから、第1議題でやるという、それをしない理由には、今あなたが言った2つは理由にならない。しかも、副議長が自分の胸先三寸で議長選挙をしない。つまり、副議長が代表者会議も招集するし、議長席に座るという状況の中で、正の議長がいない中で議会運営委員を決めたり、常任委員を決めたり、各種議会選出委員を決めたり、そういうことをするんですか。これは副議長がする仕事なんですか。先に正の議長を選出して、その正の議長のもとでね、こういう人事、議会人事を諮るのが正常じゃないんですか。副議長がずっと干渉していくんでしょ、関与していくんでしょ。議運だとか、先ほど言ったような議会人事について。こういうやり方だったらね、副議長は正議長が決まるまではね、自分が議長をずっと続けてしまうことになるじゃないですか。こういう胸先三寸のやり方をね、飯塚市議会には認められないかと思うわけですよ。理由がない。理由がないというか、理由が答えられないというわけでしょう。先ほど言ったことは理由にならないんだから、残っている理由は、胸先三寸の判断を副議長が懐に入れて、ずっと続けたいということしか残らない。だから会期日程を変更するのであればね、第1議題に議長選挙を置くべきですよ。通常の公職選挙法に基づいたね、選挙によって選ばれた議長のもとで以下の議事を進めていくと、当たり前のことじゃないですか。

ちょっと質問もしたし、最後は提案もしました。第1議題に議長選挙を、公職選挙法に基づいてやるということを、議運としては確認して、副議長に要求するというふうにするべきではないかと、委員長、思います。ちょっと御検討いただけますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:11

再 開 12:04

委員会を再開いたします。

○佐藤委員

私は、「本日の本会議の日程第2 報告事項の説明、質疑の後に、議長の辞職を日程追加し、ただちに議題とすること」を要望いたします。

○委員長

ただいまの動議について、事務局に取扱いについて説明させます。

○議会事務局次長

ただいま動議が提出されましたけれども、まず川上委員から提出されております動議につきましては、「本日の本会議冒頭で議長の辞職を日程に追加し、ただちに議題とすること」となっております。ただいま佐藤委員から提出されました動議につきましては、「本日の本会議の日程第2 報告事項の説明、質疑の後に、議長の辞職を日程に追加し、ただちに議題とすること」といってことで、動議が競合しております。

この取扱いにつきましては、まず、川上委員の「本日の本会議冒頭で議長の辞職を日程に追加し、ただちに議題とすること」について、まず委員会でお諮りいただきまして、もしこれが可決されましたら、そのとおりの運営としていただいと考えております。これが否決された場合には、次に佐藤委員から提出されております「本日の本会議の日程第2 報告事項の説明、質疑の後に、議長の辞職を日程に追加し、ただちに議題とすること」をお諮りいただきまして、これが可決されましたら、その通りの運営となるという運びとなります。

○委員長

まず、川上委員より提出されております動議についてお諮りいたします。「本日の議会冒頭

での議長の辞職を日程追加し、直ちに議題とすること」に賛成の委員は挙手をお願いします。

( 挙 手 )

賛成少数。よって、否決されました。

次に、佐藤委員より提出されております動議についてお諮りいたします。「本日の本会議の日程2 報告事項の説明、質疑の後、議長の辞職を日程追加し、ただちに議題とすること」に賛成の委員は挙手をお願いします。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本動議は可決されました。

議会運営委員会として、そのように副議長に答申いたします。

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。議長の辞職については動議のとおりとすることに決定いたしました。会期日程の変更についてお諮りいたします。会議日程の変更について、事務局の説明のとおりとすることに御異議ありませんか。

( 異議なし )

御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、議長の辞職に伴う議会運営について事務局に説明させます。

#### ○議会事務局次長

議長の辞職につきましては、地方自治法第108条の規定により、議会の許可が必要でございます。これは先ほど申し上げました。ただいま動議で決定いたしましたとおり、本会議におきまして、日程第2 報告事項の説明、質疑の後に、飯塚市議会議長の辞職を急施事件として認定し、議事日程に追加し、辞職の許可を図っていただきます。なおこの間、上野議長は除斥となりますので、退室いただき、副議長による議事運営となります。辞職が許可されました場合には、議長が欠員となりますので、直ちに「選挙第1号 飯塚市議会議長の選挙」を急施事件として議事日程に追加し、議長選挙を行っていただきます。選挙の結果、新しい議長が決定いたしましたら、ここで就任挨拶をいただきます。

その後、休憩をとっていただきまして、代表者会議並びに議会運営委員会を開催し、議長の交代に伴います議席の一部変更や、当初から予定をしておりました議会運営委員会委員及び常任委員会委員の選任について御協議をいただきます。

その後、本会議を再開し、議席の一部変更を急施事件として議事日程に追加しお諮りいただいた後、同じく急施事件として、議長の辞職に伴います飯塚地区消防組合議会議員の選挙、ふくおか県中央環境広域施設組合議会議員の選挙を議事日程に追加して行い、続けて議会運営委員会委員、常任委員会委員の選任についてお諮りいただくといった運営をしていただいたと考えております。

なお、議長選挙をします場合ですけれども、投票に際しまして、演壇の横に記載台を設置することとしております。自席と記載台のどちらで記載されても構いませんが、新型コロナウイルス感染症対策として記載台に鉛筆は用意いたしませんので、記載台を利用される場合には、自席の鉛筆を御持参いただきますようお願いいたします。

以上、御審議方、よろしくお願ひいたします。

#### ○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議長の辞職に伴う議事運営について、事務局説明のとおりとすることに、御異議ありませんか。

( 異議なし )

御異議なしと認めます。よって、議長の辞職に伴う議事運営については、そのように決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【休憩後、再開に至らず自然閉会】